第二条

1　二の紛争当事国間の紛争については、仲裁裁判所は、三人の仲裁人で構成する。各紛争当事国は、各一人の仲裁人を任命し、このようにして任命された二人の仲裁人は、合意により第三の仲裁人を指名し、第三の仲裁人は、当該仲裁裁判所の裁判長となる。裁判長は、いずれかの紛争当事国の国民であってはならず、いずれかの紛争当事国の領域に日常の住居を有してはならず、いずれの紛争当事国によっても雇用されてはならず、及び仲裁に付された紛争を仲裁人以外のいかなる資格においても取り扱ったことがあってはならない。

2　二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で一人の仲裁人を任命する。

3　仲裁人が欠けたときは、当該仲裁人の任命の場合と同様の方法によって空席を補充する。

第三条

1　第二の仲裁人の任命から二箇月以内に仲裁裁判所の裁判長が指名されなかった場合には、国際連合食糧農業機関の事務局長は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、引き続く二箇月の期間内に裁判長を指名する。

2　いずれかの紛争当事国が要請の受領から二箇月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合食糧農業機関の事務局長にその旨を通報し、同事務局長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第四条

仲裁裁判所は、この条約及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条

紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条

仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第七条

紛争当事国は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、全ての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

(a)　全ての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。

(b)　必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し、及びこれらの者から証拠を入手することができるようにすること。

第八条

紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第九条

仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲裁裁判所は、全ての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して最終的な費用の明細書を提出する。

第十条

いずれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

第十一条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し、及び決定することができる。

第十二条

手続及び実体に関する仲裁裁判所の決定は、いずれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

第十三条

いずれかの紛争当事国が仲裁裁判所に出廷せず、又は自国の立場を弁護しない場合には、他の紛争当事国は、仲裁裁判所に対し、仲裁手続を継続し、及び仲裁判断を行うよう要請することができる。いずれかの紛争当事国が欠席し、又は弁護を行わないことは、仲裁手続を妨げるものではない。仲裁裁判所は、最終決定を行うに先立ち、申立てが事実及び法において十分な根拠を有することを確認しなければならない。

第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認める場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定される。最終決定には、その理由を明示するものとし、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。いずれの仲裁人も、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

第十六条

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。仲裁判断は、紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いずれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

第二部　調停

第一条

いずれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。調停委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

第二条

二を超える紛争当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国は、合意により共同で調停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有する場合又は同一の利害関係を有するか否かについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

第三条

調停委員会の設置の要請が行われた日から二箇月以内に紛争当事国によるいずれかの任命が行われない場合において、当該要請を行った紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続く二箇月の期間内に当該任命を行う。

第四条

調停委員会の最後の委員が任命された時から二箇月以内に当該調停委員会の委員長が選任されなかった場合において、いずれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合食糧農業機関の事務局長は、引き続く二箇月の期間内に委員長を指名する。

第五条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。紛争当事国が別段の合意をしない限り、調停委員会は、その手続を定める。調停委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

第六条

調停委員会が権限を有するか否かに関する意見の相違については、当該調停委員会が裁定する。

外務大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三